

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月24日

【会社名】 イオン株式会社

【英訳名】 AEON CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 グループCEO 岡田 元也

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 執行役 環境・社会貢献・PR・IR担当 兼
IR・SR部長 三宅 香

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 執行役 環境・社会貢献・PR・IR担当 兼
IR・SR部長 三宅 香

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(注)1

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
(発行価額の総額) 129,342,500円
(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)
129,409,000円

(注) 1 新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会および当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプション付与を目的としたイオン株式会社第16回新株予約権として発行されるものである。
2 発行価額の総額および発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本訂正届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づき算出した見込額である。
3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 イオン株式会社 東京事務所
(東京都千代田区神田錦町一丁目1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月23日付で提出した有価証券届出書について、適切ではない発行数に基づき作成した内容にて開示を行ってまいりました。本件は、試験的に作成した有価証券届出書を、誤ってEDINETに登録してしまったため、起こったものであります。この影響により、有価証券届出書記載事項のうち、「発行価額の総額」、「新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」、「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」の数値が誤っており、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、平成30年5月23日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成30年5月24日に有価証券報告書(第93期 自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該書類を平成30年5月23日に提出した有価証券届出書の参照書類とし、併せてこれに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

発行価額の総額

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)

(1) 募集の条件

発行数の欄

発行価額の総額の欄

欄外注記

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の数の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

平成29年度有価証券報告書を提出したことに伴い、平成30年5月23日に提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

第93期連結会計年度(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)の概要

第93期事業年度(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

なお、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」につきましては、本訂正届出書において参照書類の有価証券報告書が更新されたため、(訂正前)と(訂正後)で異なる記載部分についての比較は行っておりません。

【表紙】

(訂正前)

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

(発行価額の総額)

169,483,200円

(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)

169,564,800円

- (注) 1 新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会および当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプション付与を目的としたイオン株式会社第16回新株予約権として発行されるものである。
- 2 発行価額の総額および発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本訂正届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づき算出した見込額である。
- 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

(訂正後)

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

(発行価額の総額)

129,342,500円

(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)

129,409,000円

- (注) 1 新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会および当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプション付与を目的としたイオン株式会社第16回新株予約権として発行されるものである。
- 2 発行価額の総額および発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本訂正届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づき算出した見込額である。
- 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】(第16回新株予約権証券)

(1) 【募集の条件】

発行数の欄

(訂正前)

発行数	816個
-----	------

(訂正後)

発行数	665個
-----	------

発行価額の総額の欄

(訂正前)

発行価額の総額	169,483,200円(注) (注) 本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額である。
---------	--

(訂正後)

発行価額の総額	129,342,500円(注) (注) 本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額である。
---------	--

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 本新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会及び当社取締役会の決議に基づき発行されるものである。
- 2 申込みの方法
新株予約権の割当を受ける者(以下「新株予約権者」という。)は、平成30年6月21日に当社との間で「新株予約権総数引受契約」を締結する。
- 3 新株予約権の募集は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社執行役及び当社グループ会社取締役等(以下、「執行役等」という。)に対する割当である。
当社グループ会社とは、子会社及び関連会社をいう。この場合の当社グループ会社取締役等とは、イオン株式会社執行役に準ずる対象者(取締役及び執行役)をいう。
本募集の割当ての内訳は、以下のとおりである。
当社執行役 10名(合計 447個)
当社グループ会社取締役等 18名(合計 369個)
- 4 払込期日及び払込取扱場所
本新株予約権は、割当日における企業会計基準第8号のストック・オプション等に関する会計基準及び企業会計基準適用指針第11号のストック・オプション等に関する会計基準の適用指針などに基づく、公正な評価額に相当する金額を執行役等報酬として執行役等に付与した上で、当該報酬との相殺の形態によりこれに相当する新株予約権を発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは行わず、上記部署が管理を行う。

(訂正後)

- (注) 1 本新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会及び当社取締役会の決議に基づき発行されるものである。
- 2 申込みの方法
新株予約権の割当を受ける者(以下「新株予約権者」という。)は、平成30年6月21日に当社との間で「新株予約権総数引受契約」を締結する。
- 3 新株予約権の募集は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社執行役及び当社グループ会社取締役等(以下、「執行役等」という。)に対する割当である。
当社グループ会社とは、子会社及び関連会社をいう。この場合の当社グループ会社取締役等とは、イオン株式会社執行役に準ずる対象者(取締役及び執行役)をいう。
本募集の割当ての内訳は、以下のとおりである。
当社執行役 10名(合計 467個)
当社グループ会社取締役等 17名(合計 198個)
- 4 払込期日及び払込取扱場所
本新株予約権は、割当日における企業会計基準第8号のストック・オプション等に関する会計基準及び企業会計基準適用指針第11号のストック・オプション等に関する会計基準の適用指針などに基づく、公正な評価額に相当する金額を執行役等報酬として執行役等に付与した上で、当該報酬との相殺の形態によりこれに相当する新株予約権を発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは行わず、上記部署が管理を行う。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の数の欄

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	81,600株(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。) なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割(または併合)の比率
-----------------	--

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	66,500株(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。) なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割(または併合)の比率
-----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	169,564,800円(注) (注) 上記金額は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額である。ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	129,409,000円(注) (注) 上記金額は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額である。ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
---------------------------------	--

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
169,564,800	120,000	169,444,800

- (注) 1 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づき算出した見込額である。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
- 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
129,409,000	120,000	129,289,000

- (注) 1 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づき算出した見込額である。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
- 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

今回の新株予約権の募集は、執行役等に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として執行役等に新株予約権を割り当てるために行うものであり、資金調達を目的としていない。

なお、新株予約権の割当てに際し、払込みは執行役等報酬と相殺する形態を取ることから、執行役等に付与する新株予約権の払込金額の総額のうち新株予約権の発行価額の総額169,483,200円については、払込みを要しない。

また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期は確定していない。したがって、手取金は、運転資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定する。

(訂正後)

今回の新株予約権の募集は、執行役等に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として執行役等に新株予約権を割り当てるために行うものであり、資金調達を目的としていない。

なお、新株予約権の割当てに際し、払込みは執行役等報酬と相殺する形態を取ることから、執行役等に付与する新株予約権の払込金額の総額のうち新株予約権の発行価額の総額129,342,500円については、払込みを要しない。

また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期は確定していない。したがって、手取金は、運転資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定する。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)

平成29年5月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第1四半期(自平成29年3月1日 至平成29年5月31日)

平成29年7月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第2四半期(自平成29年6月1日 至平成29年8月31日)

平成29年10月13日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第3四半期(自平成29年9月1日 至平成29年11月30日)

平成30年1月15日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月23日)までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月25日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)

平成30年5月24日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年5月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年5月24日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成30年5月23日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての事業年度第93期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年5月24日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。